11月9日～15日

秋の火災予防運動

防火の備え しっかりと

火災が発生しやすい季節を迎え、11月9日から15日までの期間、全国一斉に「秋の火災予防運動」が展開されます。

消防局では、市民の皆さんに防火意識を一層高めてもらい、火災の発生を防止するため、期間中、物品販売店舗や高齢者が入居する福祉施設などの立入検査や消防訓練を行います。

問合せは予防課（0798・32・7313）または各消防署へ。

住宅用火災警報器は設置しましたか？

住宅火災による全国の死者数が、平成15年から7年連続して1000人を超えています。

住宅火災から命を守るためには、火災に早く気付くことが重要です。

こうしたことから、16年に消防法が改正され、来年5月31日までに「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。設置場所は、台所、寝室（寝室として利用できる部屋も含む）、階段です＝左図参照。

大切な命、財産を守るために1日も早く住宅用火災警報器を設置してください。

■住宅用火災警報器の設置例

ワンポイント講座　警報器の種類は？

住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を早期に感知して、音声や警報音で知らせてくれるものです。

警報器には、2つの種類があります。

1つは、「煙式感知器」です。火災の煙を火災発生初期の段階で感知することができます。基本的にはこのタイプの感知器を台所、寝室、階段に設置します。

もう1つは、「熱式感知器」です。こちらは、火災の熱を感知します。煙式に比べて作動が遅くなることがありますが、調理などの煙には反応しないので、煙式に代えて台所に設置できます。

いずれのタイプも、電池式と電気式があり、配線の手間がいらない電池式が主流となっています。

また最近では、1つの警報器が作動した場合、設置している他の警報器も連動して作動する「連動式」の警報器も販売されています。

ワンポイント講座　販売場所は？

住宅用火災警報器は、家電量販店、ホームセンター、消防設備取扱店などで購入できます。購入の際は、品質を保証した日本消防検定協会鑑定の「NSマーク」＝右下図参照＝が付いているものを選びましょう。

また、高額な住宅用火災警報器を売りつける悪質な訪問販売の被害が報告されています。被害に遭わないためにも、自分で購入し、設置することをお勧めします。

なお、不審に思った場合は消費生活センター（0798・64・0999）などに相談してください。

NSマーク

ワンポイント講座　設置方法は？

住宅用火災警報器の設置場所は、台所、寝室（寝室として利用できる部屋も含む）、階段です。それぞれの部屋の天井か壁面に設置してください。

＜天井に設置する場合＞

図①

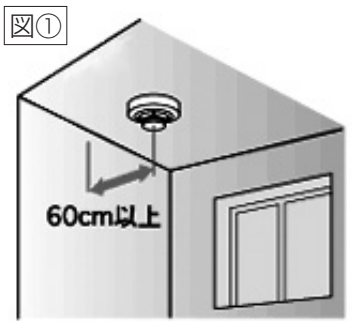

図②

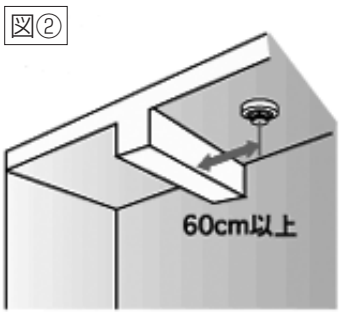

図③

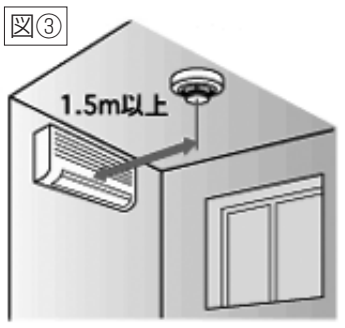

天井に設置する場合は、火災警報器を壁から60㌢以上離します＝図①参照。

梁（はり）などがある場合は、梁から60㌢以上離します＝図②参照。

換気扇やエアコンがある場合は、吹き出し口から1.5㍍以上離します＝図③参照。

＜壁面に設置する場合＞

図④

壁面に設置する場合は、火災警報器を天井から15㌢以上50㌢以内に設置してください＝図④参照。

いのちを守る 7つのポイント

住宅火災から命を守るために、次の習慣や対策を心がけましょう。

《3つの習慣》

- 寝たばこは、絶対しない
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

《4つの対策》

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- 燃え広がりを防ぐため、寝具、衣類およびカーテンは防炎品を使用する
- 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

119番は落ち着いて

119番通報する場合は、落ち着いて、次のことを話してください。

①「用件」
火事か救急どちらなのかを伝える。

②「場所」
町名、番地、マンション名などを伝える。携帯電話からの場合は、他市の消防本部に接続される場合があるので、まず「発生場所の市」を伝える。

③「内容」
火事の場合は何がどのように燃えているか、逃げ遅れの有無などを伝える。救急の場合はけがや病気の内容、人数、性別などを伝える。

④「通報者の情報」
あなたの名前、電話番号などを伝える。

※119番は、火災や救急など緊急の場合に使用する〝人の命と財産を守る電話〟です。いたずら電話などはやめましょう

あなたの住まい大丈夫ですか？ 住宅防災診断

消防局は、住宅における安全性の向上を図るため、「住宅防災診断」を実施しています。

この診断は、火災や地震などから、わが家・わが身を守るための目安となる診断を行い、住宅内外での危険性を知ってもらい、どのように対処したらいいかを問いかけるものです。

消防職員が家庭を訪問し、玄関先での問診により災害の対応状況などを聞いて、住まいに適した対策を説明します。ご協力をお願いします。

放火されない 放火させない

西宮市では20年以上、火災原因の1位が放火（疑いを含む）となっています。

密集した地域で道路が狭く、死角の多いところや、街灯などの明かりが少ない場所などは放火される危険性があります。

放火を減らすためには、住民自らが自衛意識を持ち「放火されない・放火させない・放火されても被害を大きくさせない」まちづくりに取り組むことが大切です。

一人ひとりが次のチェックポイントに注意し、放火からまちを守りましょう。

放火予防チェック

□家の周りや外階段の下などに紙類などの可燃物を放置していませんか

□ごみ収集日の前夜にごみが出されていませんか

□共同住宅などの共用部分を物置代わりにしていませんか

□自転車やオートバイのかごに物を置いたままにしていませんか

□自転車やオートバイのボディカバーは防炎品を使用していますか

□玄関、物置、車庫の施錠をしていますか

□郵便受けに新聞やチラシなどをためたままにしていませんか

□消火器などは使いやすい状態ですか

□門灯、玄関灯の照明状況は良好ですか